

仕 様 書

1. 売払い物品の種類及び売払い予定数量

(1) アルミ缶プレス	1 2, 4 0 0 kg
(2) 破砕アルミ	4, 7 9 0 kg
(3) 焼却アルミ	4, 2 5 0 kg
(4) その他アルミ製品（鍋、やかん等）	7, 5 4 0 kg

※ただし、売払い予定数量については、令和5年度の実績を基にした推定値であり、実際の重量を保証するものではない。

2. 引渡方法

- (1) 購入者は、契約期間中に本市が随時指定する期日に引き渡しを受けるものとする。
- (2) 運搬車両は購入者が用意すること。この他、運搬に必要となる用具等は本市・購入者双方の協議により購入者が用意すること（例：アームロール用コンテナなど）。
- (3) 車両への積み込みは、購入者が行う。
- (4) 空車及び売払い物品積載車両の計量については、本市の指定する計量器を使用するものとする。
- (5) 購入者は、本市に対し一回の引き渡しが無事完了するごとに、引き渡しが無事完了した旨を文書にて報告すること。
- (6) その他売払い物品の搬出に伴う費用は、購入者の負担とする。

3. 引取報告及び代金の納入

- (1) 売払い物品の引取報告は各月毎とし、月末までに本市へ報告すること。
- (2) 売払い代金の納入は、本市が発行する納入通知書により、請求のあった日から30日以内に納入すること。

4. 担当

鳴門市環境共生部クリーンセンター廃棄物対策課

電 話：088-683-7573

ファクシミリ：088-683-7579